ずさんな消防設備の管理
老舗旅館に対する違反処理事例

豊田市消防本部 予防課査察担当 消防副士長 藤ケ崎慎也

管内情勢

豊田市は、自動車販売台数世界１位を誇るトヨタ自動車株式会社の本社工場があることで知られている「クルマのまち」である。製造品出荷額における自動車関連の割合は、全体の96.7％を占めていることから、防火対象物も自動車関連工場の割合が非常に高い。一方で市域のおよそ７割を森林が占め、豊かな自然や田園が広がる恵み多き緑のまちとしての顔も併せ持っている。人口は約41万6,000人で、面積は愛知県最大を誇っており、県のほぼ中央に位置している。

豊田市消防本部の査察体制

当本部は、１本部、４署、５分署、７出張所で組織されており、定期的な査察業務は、隔日勤務者340名、日勤者20名（共に管理職は除く。）で行っている。重大違反対象物等に対する違反処理業務は、予防課査察担当の職員５名で通常の立入検査（予防課査察担当は、延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物への立入検査を実施している。）と並行して行っている。

事例紹介

今回紹介する事例は、豊田市内にある老舗旅館に対して行った指導の事例である。旅館は、以前から赤字経営であり、消防用設備等の維持管理にかける資金がなくなったため、維持管理を長期間怠った結果、設備の大部分が機能不良となっていた。なお旅館は、所有者本人が有限会社として管理運営している。

防火対象物の概要

創　　業	昭和６年頃（所有者談）
構　　造	木造
階　　数	地上３階建て
建築面積	528.21㎡
延べ面積	1,120.76㎡
用　　途	旅館（（５）項イ）
客　　室	全13室（うち５室未使用）

豊田スタジアムで行われたラリージャパン2023

従業員	基本所有者１名で運営	
防火管理	防火管理者は所有者本人が選任	
宿泊者数	直近１年間で1,483人	
消防用設備等	消火設備	消火器
		動力消防ポンプ設備（屋内消火栓設備の代替）
	警報設備	自動火災報知設備
		消防機関へ通報する火災報知設備
	避難設備	避難器具
		誘導灯

建物平面図

過去の指導経過

当該防火対象物に対する指導は、昭和57年の立入検査で屋内消火栓設備未設置違反を指摘（渡り廊下による棟接続が違反の原因と推測する。）して、平成２年に動力消防ポンプ設備が設置された（建物は３階建てのため、消防法施行令第32条を適用）ことから始まる。

しかし、平成17年に提出された消防用設備等点検結果報告書で「動力消防ポンプが始動しない」と報告されて以降、老朽化が原因による様々な設備の不備が散見され始めた。平成23年以降は、消防用設備等点検結果報告書も提出されなくなり、その後も今日まで指導を継続してきたが、設備の修繕に向けた動きは一切見受けられず、不備状況は悪化するばかりであった。

違反処理への移行

重大な機能不良に対する是正に向けた動きが見られないこと及び新型コロナウイルスの感染者も減少し、観光客の増加も見込まれたことから、当消防本部として警告書を交付することとし、令和４年６月に違反調査を兼ねた立入検査を実施した。

警告書作成のため立入検査を実施

実況見分を行った結果、設備の不備状況は以下のとおりであった。

消火器	全て型式失効（平成４年製）
動力消防ポンプ設備	ポンプ全体が腐食し、始動しない。水槽内は空で、枯草及び土砂が堆積している。
自動火災報知設備	交流電源灯が点灯していない。電圧計は「０」を指している。
誘導灯	全ての誘導灯が点灯していない。

動力消防ポンプ及び水源の状況

自動火災報知設備の受信機

誘導灯の状況

質問調書

同日、所有者に質問聴取したところ、「消防法令違反については認識しているが、設備に捻出する費用がないため、改善することができません」「経営状態が赤字のため、黒字転換後に改善したい」との供述であった。

根拠法令

違反処理を行う上で、疑問が生じたため、当市の市役所に勤務する弁護士に次の２点について相談した。

①型式失効している消火器の交換を求める命令は、設置命令又は維持命令のどちらを選択して進めるべきか。

②消防用設備等の点検未実施は、防火管理業務不適正違反（消防法第８条第１項）又は消防用設備等の点検報告未実施違反（消防法第17条の３の３）のどちらで違反処理を進めるべきか。

弁護士から①については、型式失効しているが、現時点で設置されていることから維持命令が妥当ではないか。②については、消防用設備等の点検未実施については、罰則が重い防火管理業務不適正違反（消防法第８条第１項）で進めてはどうかとの回答があった。

警告書の交付

令和４年８月23日に警告書を所有者に交付した（履行期限：令和５年１月23日）が、その後も是正に向けた動きは一切見られなかった。

命令書の交付

令和４年12月13日に防火管理業務適正執行命令（消防法第８条第４項）を発令するために弁明の機会（回答期限：３週間）を付与したが、弁明書の提出はなかった。

警告書の履行期限を迎えたが、是正されなかったため、令和５年２月10日に命令書を交付した（履行期限：令和５年７月10日）。

命令事項は以下のとおりである。

①消防用設備等の点検を実施すること。

②動力消防ポンプ設備を有効に作動できるように動力消防ポンプ設備の内燃機関、ポンプ及び水源を改修すること。

③自動火災報知設備の電源が遮断されているので、有効に作動できるように改修すること。

④建物内に設置してあるすべての誘導灯が消灯しているので、常時点灯させるように改修すること。

⑤型式失効した消火器は、現行の法令の規格に適合したものにすること。

なお、命令書を交付した際に所有者から「税金の滞納があり、土地と建物を競売にかけられるまでは経営を続けていきます」との供述があり、この発言から所有者の経営を続けていく強い意志と、このままでは命令の履行期限までに是正されない可能性が高いと感じた。

命令の公示状況

命令後の経過

命令発令後は、定期的に出向して標識の確認と追跡指導を実施したが、所有者は「利用者が命令の標識を見て宿泊をやめたことはない。質問されることも稀である」と発言するなど、改修意思は全く見られない状況であった。その後も利用者の安全確保のため、管轄の保健所、支所、観光協会等の関係先とも協力しながら指導を進めた。

点検の実施

命令後も危機感を持たず、むしろ開き直った態度の所有者に対して、どこから指導していくべきか考えたが、まず、消防用設備等の点検をせずには詳細な設備の修繕費用も明らかにならず、具体的な是正計画を促すこともできないため、まず、点検から実施するよう根気強く指導した結果、所有者は点検業者に点検を依頼するに至った。

命令の一部解除

消防用設備等点検が実施され、点検結果報告書が提出されたことから、命令の一部を解除することとした。

なお、命令の解除については、豊田市違反処理規程に定められている「命令解除通知書」に一部解除の文言を記載し、更に、効力が残っている命令内容も記載することで、「解除された命令があること」及び「効力が残っている命令があること」を記載した命令解除通知書を交付した。

標識は、他市消防本部に相談したところ「命令を発出した時点のものであるため、一部是正されたとしても修正義務はない」という意見もあったが、当消防本部としては、所有者の是正意欲を削いでしまうことを懸念し、是正された命令内容を削除した標識に修正することとした。

修繕費用

点検結果から算出された改修費用は、約500万円であった。なお、当該旅館は、基本的に所有者１名のみで運営しており、動力消防ポンプ設備を改修しても、実質的に消火活動は困難であることから、パッケージ型消火設備の見積を取るように指導した。

命令解除通知書

[redacted]

住所 [redacted]
氏名

豊田市消防長 [redacted]

あなたの所有する下記対象物について、令和５年２月１０日付[redacted]号をもって命令した事項について、下記の理由により、これを一部解除します。

記

所在地	[redacted]
名称	[redacted]
用途	[redacted]
解除する理由	【解除する命令事項】 （１）令和５年４月１０日までに、消火器、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、避難器具及び誘導灯の点検を実施すること。 【理由】 令和５年５月２９日に消防法第１７条の３の３の規定に基づく消防用設備等点検結果報告書が提出されたため。 【継続する命令事項】 命令事項（２）（３）（４）（５）については、継続するもの。

交付した命令解除通知書

弁護士相談

命令の履行期限まで2か月を切り、期限までに是正されない可能性がかなり高まってきたことから、上位措置の検討のために当市市役所に勤務する弁護士に再び相談した。

弁護士からは、「年間約1,500人が宿泊する旅館の消防用設備等の大部分が使用できない状態でもしも火災が発生すれば、多くの死者が発生するおそれがある」「消防法第５条の２第１項第１号に基づく使用停止又は使用制限命令（以下「法第５条の２命令」という。）も検討すべきである」と回答があった。

法第５条の２命令の検討

消防本部内で、弁護士の助言を参考に法第５条の２命令について検討を行った。法第５条の２命令は、消防に与えられた強大な公権力である。本部内で慎重な話合いを何度も行った結果、最終的に履行期限内に消防用設備等が改修され

なければ、法第５条の２命令を発令する方針が固まった。

所有者への説明

旅館へ出向し、履行期限内に命令事項が改修されない場合には法第５条の２命令を発令する旨を所有者に伝えるとともに、法第５条の２命令に従わない場合、３年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科され、両罰規定で法人に対して１億円以下の罰金が科される可能性があることを所有者に説明した。

是正案の提示

所有者の経済状況から消防用設備等の改修が難しいことは容易に想像がついたことから、罰則の説明と同時に法第５条の２命令を回避するための是正案を消防側から提示した。

①消防用設備等を全て改修する。
②２階以上を封鎖して、消火器・自動火災報知設備・誘導灯の不備を改修する。
③２階以上を封鎖、かつ、宿泊をやめて日帰り温泉（（９）項ロ）に用途変更し、消火器・誘導灯の不備を改修する。
④事業をやめる（廃業）。

当消防本部では、違反是正方策としてやむを得ない場合において、火災危険を排除する措置を行った部分について、特例で面積から除外することを認めた経緯があったため、②と③の是正案を提示することとした。

是正方法の決定

命令の履行期限２週間前に是正案の回答を伺いに旅館へ出向したところ、所有者から④事業をやめると回答があった。

このことから、事業をやめる上での命令解除の要件として次のとおり指示した。

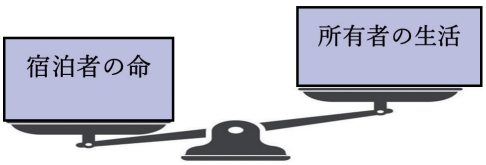

①インターネット予約サイトの新規受付の停止
②既に入っている予約70件のキャンセル
③保健所へ旅館業停止届出書の提出

是正

令和５年７月６日に保健所へ旅館業停止届出書が提出されたと消防本部に情報提供があった。また、令和５年７月11日に新規予約の停止及び既存予約の全キャンセルを確認したことから「命令解除通知書」を交付し、指導は終了した。

違反是正のポイント

当該事案の担当者として感じたことは、所有者が違反の事実を認識しているが、消防法令違反であっても旅館を続けていく意志がここまで強いというのは、想定外であった。

結果として、命令の発令以外に是正させる手段はなかったと考える。

心の葛藤

担当者として法第５条の２命令を予告して、廃業による是正案を提示することは、指導の中で辛い瞬間であった。赤字経営とはいえ所有者の生活の術を奪う選択肢をこちらから提案するのは、かなり心が痛んだ。

しかし、当該旅館は棟接続によって、迷路のようになっており、消防用設備が使えない状況の中で火災が発生すれば、間違いなく死傷者が出てしまうと現地を見れば誰もが確信する状況であった。「宿泊者の命と所有者の生活」どちらが大切であるかを考えれば前者を選択するのは、消防職員として当然であるが、今でも両者共になんとかできなかっただろうかと考えることがある。

最後に

違反処理は様々な疑問や壁に直面することばかりである。１件にかける労力は膨大であるが、是正効果が高いことは間違いない。今回執筆した記事が他市町村の違反処理業務の一助となり、市民が安心して利用できる施設が、一つでも増えることを願っている。